

富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金

Q&A

目次

1. 制度趣旨について

- Q1-1 今回の補助金の目的は？
- Q1-2 補助対象が宿泊事業者のみとなっている理由は？

2. 申請受付について

- Q2-1 国、県又は市町村の新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組み等に対する補助金の交付を受けている場合でも、この補助金を活用することはできますか？
- Q2-2 感染症防止対策のための取組み（物品購入）と新たな需要に対応するための取組み（前向き投資）について、両方申請することは可能ですか？

3. 補助対象事業者について

- Q3-1 宿泊事業者の定義は？
- Q3-2 県外に本社を置き、県内に宿泊施設をもつ事業者は補助対象となりますか？
- Q3-3 今後、新たに宿泊事業を開始しようとする場合は対象となりますか？
- Q3-4 コロナ禍により、休業しているが補助の対象となりますか？

4. 補助対象事業について

- Q4-1 宿泊施設にあるお土産屋・レストラン・スポーツジム等も補助対象となりますか？
- Q4-2 バリアフリー改修は補助対象となりますか？
- Q4-3 1事業者の補助申請件数に上限はありますか？
- Q4-4 前向き投資の中で、自動車や不動産購入は対象となりますか？また、ログハウスやテントなども対象となりますか？
- Q4-5 リース料に対する補助の際の適用期間はどの期間になりますか？
- Q4-6 通販で購入した場合の送料や商品代金支払いのための銀行振込手数料は補助対象となりますか？
- Q4-7 消費税は補助対象となりますか？
- Q4-8 富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合が実施する「とやま安心の宿」認証制度とはどのような制度ですか？
- Q4-9 県産食材・県産品導入の推進（新メニュー開発等）等の取組みに要する経費とは具体的にどういった経費ですか？

Q4-10 ワークーションの環境を整えるため、パソコンやタブレットを購入してもよいですか？

Q4-11 感染防止対策機能のある機器に取り換える場合の、既存機器の撤去費用やリサイクル料は対象となりますか？（エアコンを空気清浄機能付きのものに取り換える場合など）

Q4-12 実績報告の期限が令和4年1月31日までとなっているが、決済まで完了していることが必要ですか？

Q4-13 抗菌コーティングや抗菌仕様の製品への買い替えは対象になりますか？

5. 遡及適用について

Q5-1 令和2年5月14日以降の支出の考え方は？

Q5-2 補助金の募集開始前に事業着手し、現在も進行中である事業の場合、その補助率が適用となりますか？

6. 申請書類について

Q6-1 申請書を持参してもよいですか？

Q6-2 申請書等に押印は不要ですか？

Q6-3 インターネットで購入したため、領収書やレシートがありません。他の書類で代替することはできますか？

Q6-4 領収書を紛失した場合はどうすればよいですか？

Q6-5 交付申請書に添付した購入予定の備品・消耗品が、品切れ等のやむを得ない事情により、手に入らなくなった。同様の機能を持つ、別メーカーの備品・消耗品を代替品として購入してよいですか？

Q6-6 交付決定後、やむを得ない事情により、施設改修の内容を変更する必要がある場合は、どうしたらよいですか？

Q6-7 営業許可証が先代の名義や、妻の名義となっており、申請者と異なりますがよいですか？

Q6-8 単価が10万円未満でも複数購入で総額が10万円を超える場合、複数者から見積を徴収する必要はありますか？

7. 補助金の支払いについて

Q7-1 概算払いが認められるのはどんな場合ですか？

1. 制度趣旨について

Q1-1 今回の補助金の目的は？

A. 新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が激減する中、その影響を受ける県内宿泊事業者の皆様への事業継続支援の一環として、感染症収束後の国内外からの観光需要の回復を見据えながら、感染防止対策の強化や新たな需要を取り込むための前向きな取組みに対する投資経費を助成させていただくものです。

Q1-2 補助対象が宿泊事業者のみとなっている理由は？

A. 浴場、料飲施設などにおいて、多額の感染症対策費用を要する宿泊事業者の皆様が特に負担が大きくなっていることを踏まえ、国の支援措置として新たに追加された「地域観光事業支援措置」に基づき、国及び県が費用折半し支援させていただくものです。

2. 申請受付について

Q2-1 国、県又は市町村の新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組み等に対する補助金の交付を受けている場合でも、この補助金を活用することはできますか？

A. すでに他の補助金を受けて購入又は整備等の事業活動を行ったものとは別の物品購入又は事業活動等に活用する場合は、申請することができます。ただし、同一の取組みに対して、他の補助金と重複して申請することはできません。

Q2-2 感染症防止対策のための取組み（物品購入）と新たな需要に対応するための取組み（前向き投資）について、両方申請することは可能ですか？

A. 可能です。ただし、申請書は1件にまとめて提出いただきます。

3. 補助対象事業者について

Q3-1 宿泊事業者の定義は？

A. 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、県内で旅館業を営む者となります。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する営業形態をとっている場合は、対象となりません。

Q3-2 県外に本社を置き、県内に宿泊施設をもつ事業者は補助対象となりますか？

A. 対象となります。

Q3-3 今後、新たに宿泊事業を開始しようとする場合は対象となりますか？

A. 申請時点で、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている場合、対象となります。

Q3-4 コロナ禍により、休業しているが補助の対象となりますか。

A. 申請時に休業中であっても、再開に向けてコロナ対策を実施するための費用として申請可能です。

4. 補助対象事業について

Q4-1 宿泊施設にあるお土産屋・レストラン・スポーツジム等も補助対象となりますか？

A. 対象となります。

Q4-2 バリアフリー改修は補助対象となりますか？

A. 新たな観光需要を創出すると説明がつくものであれば、対象となります。

Q4-3 1事業者の補助申請件数に上限はありますか？

A. 1事業者あたりの申請件数は1件になります。なお、1事業者において複数宿泊施設を運営している場合も補助上限の範囲内で合算し申請することができます。

Q4-4 前向き投資の中で、自動車や不動産購入は対象となりますか？また、ログハウスやテントなども対象となりますか？

A. 前向き投資として読み込める工夫、位置づけがあれば対象となり得ます。ただし、施設改修ではない固定資産の取得は想定していません。

Q4-5 リース料に対する補助の際の適用期間はどの期間になりますか？

A. 令和2年5月14日以降のリース費用が対象です。なお、複数年先まで一括で契約している場合は、補助対象期間内の経費を対象とします。

Q4-6 通販で購入した場合の送料や商品代金支払いのための銀行振込手数料は補助対象となりますか？

A. 通販で購入した場合の送料は、「感染防止対策に直接必要となる経費」であるため、対象となります（ただし、送料が品代金に含まれ、かつ送料込でも通販の方が市販より安価であることが必要となります）。「振込手数料」は、銀行等に支払うものであり、補助対象物品等に直接係るものではないため対象外となります。

Q4-7 消費税は補助対象となりますか？

A. 対象外となります。なお、補助申請は税抜き価格での申請となりますので、ご注意ください。

なお、消費税の取り扱いが確認できない場合は、110分の100を乗じた額を補助対象経費とします。

Q4-8 富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合が実施する「とやま安心の宿」認証制度とはどのような制度ですか？

A. 富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合が作成するガイドラインに基づき、感染防止対策を徹底した宿泊施設を「とやま安心の宿」として認証する制度です。この補助金の交付を受けるためには、当組合による認証が必要となります。

Q4-9 県産食材・県産品導入の推進（新メニュー開発等）等の取組みに要する経費とは具体的にどういった経費ですか？

A. 業務用厨房機器、料理技術向上の研修費、材料費等が対象となります。

Q4-10 ワークーションの環境を整えるため、パソコンやタブレットを購入してもよいですか。

A. パソコンやタブレットは、汎用性が高く、補助事業の目的外に使われる可能性を否定できないため対象外です。

Q4-11 感染防止対策機能のある機器に取り換える場合の、既存機器の撤去費用やリサイクル料は対象となりますか？（エアコンを空気清浄機能付きのものに取り換える場合など）

A. 対象外となります。

Q4-12 実績報告の期限が令和4年1月31日までとなっているが、決済まで完了していることが必要ですか？

A. 令和4年1月31日までに決済が完了していることが必要です。

なお、決済の完了とは、現金支払の場合は支払、振込みの場合は振込み、クレジットカード支払の場合は口座引き落とし、QRコード・電子マネー支払の場合は、チャージ分の口座引き落としを指します。なお、振込みの場合の振込み元口座や、クレジットカード支払、QRコード決済、電子マネー決済の引き落とし先口座は、補助金申請者が法人である場合は法人名義、個人事業主である場合は代表者名義である必要があります。

また、法定通貨での支払いのみ対象です。ポイントや金券、商品券、クーポン、の利用等は対象となりません。

Q4-13 抗菌コーティングや抗菌仕様の製品への買い替えは対象になりますか？

A. 新型コロナウイルスに対する有効性が研究等により証明されている場合は対象となります。申請の際に、新型コロナウイルスへの効果が証明されていることがわかるものを添付してください。

5. 遡及適用について

Q5-1 令和2年5月14日以降の支出の考え方は？

A. 令和2年5月14日付けで作成・公表された業界団体によるガイドラインに準拠した措置に対し、遡及適用を認めるとすることから、「令和2年5月14日以降の発注」を対象とします。

「令和2年5月14日以前の発注により納品・支出が令和2年5月14日以降となった場合」は対象外となります。

Q5-2 補助金の募集開始前に事業着手し、現在も進行中である事業の場合、どの補助率が適用となりますか？

A. この補助金の募集開始である7月1日以降の納品・支出の場合は、5/6の補助率が適用されます。

6. 申請書類について

Q6-1 申請書を持参してもよいですか？

A. 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、郵送に限ります。簡易書留又は書留での提出をお願いします。

Q6-2 申請書等に押印は不要ですか？

A. 押印は廃止しており、不要です。ただし、その代わりに各書類には、発行責任者と担当者の氏名（必ずフルネーム）と連絡先（できれば固定電話）の記入をお願いしております。記入しないものは、受理することはできません。

Q6-3 インターネットで購入したため、領収書やレシートがありません。他の書類で代替することはできますか？

A. 購入した証明となるものがあれば可能です。申請者が購入したことが分かる取引画面のコピー及び、クレジットカード利用明細書の写し等で代替できます。

Q6-4 領収書を紛失した場合はどうすればよいですか？

A. 購入金額や購入先、支払日を証明できるものが必要となります。

Q6-5 交付申請書に添付した購入予定の備品・消耗品が、品切れ等のやむを得ない事情により、手に入らなくなった。同様の機能を持つ、別メーカーの備品・消耗品を代替品として購入してよいですか？

A. 交付申請書に添付した購入予定の備品・消耗品が、品切れ等のやむを得ない事情により、手に入らなくなった場合のみ、代替品となり得る、同様の機能を持つ備品・消耗品の購入は認めますので、代替する理由（品切れ等の”やむを得ない”理由が必要）と、変更前、変更後の備品・消耗品の名称を記した書類に、それらのホームページ画面やカタログ等の資料を、実績報告書に添付してください。これらの経費を含めた補助対象経費をベースに再計算し、補助金額を確定しますが、この場合でも、交付決定額以内での金額確定となり、増額はできません。

Q6-6 交付決定後、やむを得ない事情により、施設改修の内容を変更する必要がある場合は、どうしたらよいですか？

A. 事業内容の変更は可能ですが、再度審査が必要となるため、軽微な変更（事業内容

が大きく変わらないもの)を除き、変更申請が必要となります。速やかに、変更承認申請書に、必要書類(変更後の設計図、工事見積書等)を添付して、提出してください。

なお、補助金額は、変更承認申請書で提出いただく補助対象経費をベースに再計算を行い変更しますが、交付決定額以内での金額変更となり、増額はできません。

Q6-7 営業許可証が先代の名義や、妻の名義となっており、申請者と異なりますがよいですか？

A. 今回の補助金はそれでも可とします。ただし、実態に則して名義変更の手続きをとられるようお願いします。

Q6-8 単価が10万円未満でも複数購入で総額が10万円を超える場合、複数者から見積を徴収する必要はありますか？

A. 必要です。

7. 補助金の支払いについて

Q7-1 概算払いが認められるのはどんな場合ですか？

A. 補助金の支払いは精算払い(後払い)が基本ですが、補助金を活用しなければ事業に必要な支払いが困難な場合には、交付決定額の8割を上限とする概算払い(前払い)を受けることができます。